

## 第二節 武士のおこりと豊前国

### 一 武士のおこりと発展

#### 武士のおこり

奈良時代に墾田永年私財法（天平十五年＝七四三）が施行され、開墾した土地の私有が認められるようになると、農村では有力農民層（旧来の地方豪族・有力農民・有力戸主など）が盛んに土地の開墾を行つたことは先にも述べたが、広大な土地を所有して農民を支配し、後しだいに領主化し始めた有力農民たちは、その土地を中央の權門勢家や有力社寺に形式的に寄進して自らは莊官となり、不輸・不入の権利を獲得して律令国家からの干渉から逃れようとするようになった。しかし他方では律令制の衰退によつて社会不安が増大していくという情勢の中で他の勢力の侵入や闘争に備える必要があり、更には自己の支配権の確保や勢力の拡大のためにも家の子・郎党に武装させるようになつた。それは平安時代中期のことであり、これが各地の武士の発生となつていつた。

また役人で任期の終わつたあと地方に土着した貴族や官人も広大な私営田を經營してしだいに領主化していくが、彼らもまた武装し、中には各地に発生した中小の武士団をまとめて棟梁とうりょうと仰がれる者も出現してきた。

## 武士の発展

このような武士たちがその実力を發揮

## 資料1 武士の発展

したのは十世紀前半代東西で同時に起

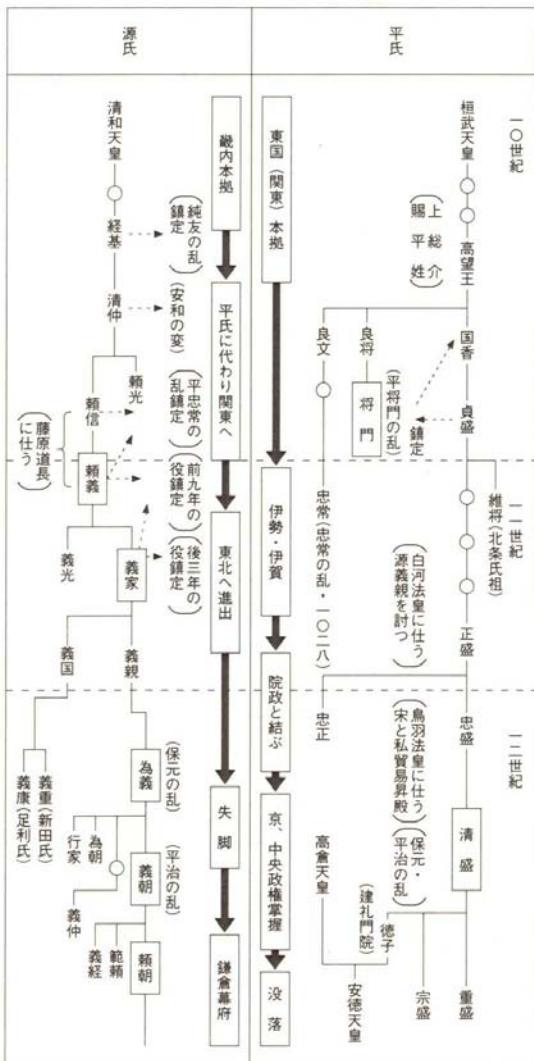
きた平将門の乱（九三九—四〇）・藤原純友の乱（九三九—四一）などの鎮圧の際であり、その存在と実力を広く国内に示すことになった（資料1参照）。

そのような出来事の中で中小の武士団を広範にまとめてその棟梁となつたのが清和源氏と桓武平氏であり、その後「都の武者」の家柄を作り上げていく。このころにはまた中央でも衛府が無力化していたので、朝廷や貴族も彼らを「侍」として奉仕させて宮中の警備や貴族の身辺、市中の警護にあたらせたり、一方では地方の武士を盜賊や反乱者を追捕する追捕使や内乱などの際に兵士を統率する押領使に任命して治安を分担させることが多くなった。

源氏と平氏の発展については、源氏は前九年の役（一〇五二—六二）・後三年の役（一〇八三—八七）の両役を通じて関東武士とのつながりを深めたが、十世紀以

奥羽の反乱 （源氏の挾撃）		平忠常の乱 （承元二年）		平将門の乱 （承平五年）		（関東）（下総）	
後三年の役 （一〇八三—八七）		前九年の役 （一〇五二—六二）		藤原純友の乱 （九三九—四一）		第一段階（九三五—九三八）一族の内紛、將門伯父国香を殺す	
定 鎮定者 源頼義、清衡を助けて鎮		（奥羽）陸奥豪族安倍頼時、貞任父子の反乱鎮定者源頼義、義家父子、出羽の清原氏と討伐		第二段階（九三九—九四〇）国衙襲撃新皇と称し公然と朝廷に反抗鎮定者平貞盛（国香の子）と下野押領使藤原秀郷北家の末流、子孫は奥州藤原氏として繁榮		（承平五年）	
（奥羽）出羽前九年の役後陸奥・出羽に勢力を振るった清原氏の内紛（藤原清衡と清原家衡）		（奥羽）陸奥豪族安倍頼時、貞任父子の反乱鎮定者源頼義、義家父子、出羽の清原氏と討伐		（承平五年）		（承平五年）	

資料2 源氏・平氏の台頭と盛衰



降は摂関家の警護にもあたっていた。平正盛や忠盛は、院（白河・鳥羽・後白河上皇）に接近し、院の近臣として西国の諸国の受領（国司）を歴任して各地の武士と主従関係を結んだり、また日貿易に関与するなどして西国に軍事的・経済的な基盤を形成していく。更に十一世紀後半には北面の武士として僧兵の強訴など（こうそ）の横暴を押さえた（資料1参照）。そして古代末期におきた保元の乱（保元元年＝一一五六）や平治の乱（平治元年＝一一五九）においては、院・天皇・貴族の政治上の対立や矛盾は武士の力に頼ることなしにはその解決も生命の安全も保証されないところまできてしまつたことを露呈した（資料2参照）。